

## 第60問

以下の事例に基づき、甲の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

- 1 甲は、Aの自動車に放火しようと考えていたところ、Aの居住するマンションの住民専用の駐車場にA所有の自動車（以下「A車」という。）が無施錠で駐車されていることを発見した。A車は、十分な量のガソリンを積載しており、車内のシートは布製で、後部座席には雑誌数冊と新聞紙が置いてあった。A車から6メートルの地点にはマンション住民が捨てるゴミ集積場が設置されていた。そして、同所には可燃性のゴミが置かれていた（以下「本件ゴミ」という。）。一方、A車が駐車されている駐車場は、Aの居住するマンションを含め、人が立ち入る建造物等からは少なくとも20メートル以上離れていた。当時の天候は晴天であり、A車からゴミ集積場に向かって風が吹いていた。かかる状況下においては、A車に点火された場合、ガソリンタンク内の気化ガスに引火する等して車全体が爆発するおそれが生じていた。
- 2 そこで、甲は、ガソリン10リットルをA車の車内及び外側のボディーに満遍なくまき、雑誌にライターで火をつけたものをA車に向けて投げつけて逃走した。その結果、火がガソリンに引火し、A車全体が炎に包まれて炎上した。その炎は地上から約5メートルの高さに達するほどであったが、マンションの管理人が発見し、通報を受けて駆けつけた消防士らの消火活動により、鎮火した。なお、甲は、本件ゴミがA車からかなり離れていたことから、A車に火をつけても本件ゴミに延焼することはないだろうと思っていた。

- 1 甲がガソリン10リットルをA車の車内及び外側のボディーに満遍なくまき、雑誌にライターで火をつけたものをA車に向けて投げつけた行為に対して検討する犯罪が建造物等以外放火罪（110 I）であることは明らかであるため、構成要件を淡々と検討していけばよい。
- 2 甲の行為が「放火」に当たること、A車が「前2条に規定する物以外の物」に当たること、「焼損」したといえることは当然に認められるであろう。
- 3 他方、A車が駐車されている駐車場は、Aの居住するマンションを含め、人が立ち入る建造物等からは少なくとも20メートル以上離れていたため、108条及び109条1項の対象物件（建造物等）に対する延焼の危険は生じていない。そのため、「公共の危険」が発生していないのではないかが問題となる。「公共の危険」の意義については、最決平15.4.14【百選Ⅱ85】が「同法（注：刑法）110条1項にいう『公共の危険』は、必ずしも同法108条及び109条1項に規定する建造物等に対する延焼の危険のみに限られるものではなく、不特定又は多数の人の生命、身体又は前記建造物等以外の財産に対する危険も含まれると解するのが相当である。」（下線部は担当者、以下同じ。）と述べていることが参考になろう。また、不特定性については、調査官解説によれば、偶然性を意味するという立場が最も適当であると解されている。なお、侵害の危険が財産のみに及ぶ場合には、毀棄罪の法定刑に比して、110条1項の刑が相当に重いこととの均衡、放火罪が、火の伝播性・拡散性、その不確定性、侵害の態様、結果が重大となる危険性を背景とした犯罪類型であることから、燃焼や侵害の及ぶ物理的大きさ（規模）を問題にするべきであるとする有力説があり、最決平15.4.14【百選Ⅱ85】の調査官解説によれば、「市街地の駐車場において」「第1、第2車両に延焼の危険が及んだ等」などの言い回しやおよそ財産的価値を認め難いゴミ集積場に対する延焼の危険も認定されていることから、規模についても勘案した上で、「公共の危険」の発生を認めたものであるとされている（判決文で明示されているわけではないため、参考答案では言及していない。）。

いずれにしても、結論としては「公共の危険」が認められるという点に異論はないであろう。

- 4 さらに、甲がA車に火をつけても本件ゴミに延焼することはないだろうと思っていたため、「公共の危険」の発生に対する認識を欠いている。そのため、建造物等以外放火罪の故意が認められるためには、「公共の危険」の認識が必要なのかが問題となる（**論点**「公共の危険」（109 II等）の認識の要否 司H25, 予R3）。学説上は必要説も主張されているが、判例（最判昭60.3.28【百選Ⅱ86】）は、「刑法110条1項の放火罪が成立するためには、火を放って同条所定の物を焼燬する認識のあることが必要であるが、焼燬の結果公共の危険を発生させることまでを認識する必要はないものと解すべきである」として、不要説に立つ。判例の立場に従えば、「公共の危険」発生<sup>の</sup>認識がなくとも故意の成否に影響しないことになるため、甲の上記行為には建造物等以外放火罪が成立するであろう。

## ■ 答案構成

---

- 1 建造物等以外放火罪（110 I）
- 2(1) 「放火」「前2条に規定する物以外の物」「焼損」
- (2) 「公共の危険」
  - ア 規範
  - イ あてはめ
  - ウ 結論
- (3) 故意（「公共の危険」の認識の要否）
- 3 成立

1 甲がA車を燃やした行為に建造物等以外放火罪（刑法（以下、法令名  
2 省略。）110条1項）が成立するか。

3 2(1)「放火」とは、焼損を惹起する行為をいう。甲は雑誌にライターで  
4 火をつけたものをA車に向けて投げつけており、かかる行為は焼損を  
5 惹起する行為なので「放火」に当たる。「前2条に規定する物以外の物」  
6 につき、A車は「前2条に規定する物以外の物」に当たる。「焼損」  
7 とは、火が媒介物から目的物に移り、独立して燃焼を継続し得る状態  
8 になることを意味する。まず、火のついた雑誌が媒介物に当たり、A  
9 車が目的物に当たる。そして、甲の上記行為によって、雑誌についた  
10 火がガソリンに引火し、A車全体が炎に包まれて炎上している。した  
11 がって、火が媒介物から目的物に移り、独立して燃焼を継続し得る状  
12 態になったといえるので「焼損」が認められる。

13 (2) では、「公共の危険」は認められるか。A車が駐車されている駐車  
14 場は、Aの居住するマンションを含め、人が立ち入る建造物等からは  
15 少なくとも20メートル以上離れていたため、108条及び109条  
16 1項の物件に対する延焼の危険が生じていないことから問題となる。

17 ア そもそも、110条1項の保護法益は不特定又は多数人の生命、  
18 身体及び財産にある。かかる保護法益に鑑み、「公共の危険」とは  
19 108条及び109条1項に規定する建造物等に対する延焼の危険  
20 のみではなく、不特定又は多数の人の生命、身体又は前記建造物等  
21 以外の財産に対する危険を含むと考える。また、不特定とは偶然性  
22 を意味する。

1

1 イ まず、本件ゴミは多数の前記建造物等以外の財産には当たらない  
2 が、甲との関係では偶然その場に積まれていたものとして不特定の  
3 前記建造物等以外の財産に当たる。そして、A車は、十分な量のガ  
4 ソリンを積載しており、車内のシートは布製で、後部座席には雑誌  
5 数冊と新聞紙が置いてあったため、引火した場合は燃え続ける可  
6 能性が高かった。また、当時の天候は晴天なので、雨により自然に鎮  
7 火することはなく、発火すればそのまま燃え続けると考えられる。  
8 さらに、上記の事情に加えて、A車からゴミ集積場までの距離は6  
9 メートルであるのに対して燃え上がった炎の高さは5メートルで  
10 あったこと、A車からゴミ集積場に向かって風が吹いていたこと、  
11 A車に点火された場合、ガソリタンク内の気化ガスに引火する等  
12 して車全体が爆発するおそれがあったことからすれば、燃え上  
13 った炎が可燃性の本件ゴミに延焼する危険性や爆発に伴い本件ゴミ  
14 に延焼する危険性が認められるというべきである。したがって、不  
15 特定の前記建造物等以外の財産に対する危険が認められる。

16 ウ よって、「公共の危険」は認められる。

17 (3) 他方、甲には放火により「前2条に規定する物以外の物」が焼損す  
18 ることの認識及び認容は認められるが、甲は、A車に火をつけても本  
19 件ゴミに延焼することはないだろうと考えていたため「公共の危険」  
20 に対する認識が認められない。そこで、110条1項の故意（38条  
21 1項本文）の内容に「公共の危険」の認識が含まれるか否かが問題と  
22 なる。

2

1 110条1項が「よって」という結果的加重犯の文言を採用している  
2 点に鑑み、110条1項の故意の内容に「公共の危険」の認識は含  
3 まれないと考える。

4 したがって、甲に110条1項の故意が認められる。

5 3 以上より、甲の上記行為に建造物等以外放火罪が成立する。

6 以上

3

4